

新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

2月21日以降における新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、御報告いたします。

1. 新型コロナウイルス感染者の発生状況について

はじめに、むつ市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況について御報告いたします。

全国的にも青森県内でもオミクロン株による感染が急速に拡大する中、当市においては、本年1月から4月21日現在まで710人の陽性者が確認されています。

本年1月に策定した、新型コロナウイルス感染症に係るむつ市版の感染状況レベル分類ではレベル3の「対策を強化」する段階が3月中旬まで継続しておりました。

県内が拡大を続ける中であっても、当市では3月末には、市民の皆様の感染対策への御理解、御協力により、陽性者数は減少に転じ、感染状況レベル分類はレベル2に移行するなど、順調に収束へ向かっていたところでした。

このような状況の中、3月29日に公表された「青森県における濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査」に係る新たな方針により、濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査については、中学校、高校及び事業所等については実施しないと方針が大きく変更されました。これ以降、これまでの感染状況とは明らかに様相が変わり、20代から60代までの年齢層での陽性者が増加しております。

こうした状況から、市対策本部は青森県に対し、「むつ保健所管内においては、事業所等において従来どおり濃厚接触者の特定及び積極的疫学調査を実施すること」等の緊急要望をいたしました。青森県からは方針の変更はしない旨、市に対し通知がありました。

4月に入り一時陽性者数が増加したものの、現在は感染状況レベル分類は、本年3月に策定した市独自のレベル分類では、レベル1「安定的に医療等の対応ができるレベル」となっております。

また、市対策本部が4月10日を期限に実施しておりました各対策につきましては、基本的な感染対策を徹底した上で、期間を4月28日までとし、緩和しております。

ます。

ゴールデンウィーク前には、感染状況を見極め、改めて対策をお示ししたいと考えております。

2. 市有施設の利用制限について

次に、市有施設の利用制限について御報告いたします。

感染拡大防止のため、市有施設の利用については、1月22日からむつ市内在住の方に限定し、利用の際は氏名や連絡先等の確認をさせていただいておりましたが、4月10日をもって利用制限を解除しております。

県内では施設の閉鎖に踏み切る自治体も多かったと伺っておりますが、むつ市内は閉鎖を一切行いませんでした。科学的根拠に基づき感染対策を徹底すれば感染は拡大しないという知見に基づく措置でしたが、今日に至るまで開設中の公共施設での感染拡大は一例もなかったことを御報告申し上げます。

3. 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画について

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画（プロジェクトG）の進捗状況について御報告いたします。

<小児への接種について>

まず、小児への接種についてであります。希望者から優先して接種する方式としております。2月15日に対象となる5歳から11歳までのお子様及び保護者の皆様に接種希望のアンケート調査を実施し、希望した方々に対し、2月28日から基礎疾患を有する方及び5歳から8歳までの年齢の低い順に、むつ総合病院で接種を開始しております。

また、9歳から11歳までのお子様の接種につきましては、市内6の民間医院の御協力もいただきましたことから、3月30日より順次接種券を発送し、6月21日には希望者全員への接種を完了する体制としております。

対象者数は2,778人で、接種希望者数は991人、率にして35.7%となっており、うち4月19日現在で予約済みの方は、762人となっております。

なお、今後、接種を希望する方にも引き続き、接種できる体制を整えてまいります。

< 12歳以上64歳以下の3回目接種について >

次に、12歳から64歳までの方々の3回目接種についてであります。むつマエダアリーナにおいて、大規模接種として実施することとし、3月22日に約14,100人の方々に予約日時の入った接種券を発送しております。

既に16日及び17日に実施しており、明日23日及び明後日24日で希望する全ての方々の接種が完了する予定となっております。

< 3回目接種の状況について >

次に、3回目接種の状況についてであります。今回のむつマエダアリーナでの大規模接種をもちまして、12歳以上で2回目接種を終えた方のうち40,910人、率にして約90.2%の方の接種が完了する見込みとなっております。

むつ市では桜が満開になるのに合わせて、いち早く、皆様に「あんしん」をお届けできる予定です。残りの2日間も安心して接種ができる体制を整え、最後の一人まで安全に接種できるよう一丸となって取り組みます。

4. むつ市PCR検査センター運用状況について

次に、むつ市PCR検査センターの運用状況について御報告いたします。

当事業は、令和3年度で終了する予定としておりましたが、青森県がPCR検査等無料事業を延長することや、県内及び市内の感染状況に鑑み、6月末日まで運営することといたしました。

また、「青森県の濃厚接触者・行動制限及び積極的疫学調査」の方針変更に伴い、行政検査の対象とならない中学校、高校、事業所等の検査に対応するため、4月11日から検査ブースについて12か所を増設しております。

なお、これまでの検査件数は、4月19日現在2,367件となっております。

今後も感染対策に万全を期し、安心して検査を受けていただけるよう努めてまいります。

5. 総合相談窓口及び自宅療養者に対する支援について

次に、総合相談窓口の開設及び自宅療養者に対する支援について御報告いたします。

2月に入り、市内で陽性者数が増加したことに伴い、総合相談窓口につきましては2月11日から3月31日まで毎日開設いたしました。相談件数が落ち着いて

きたことから、4月からは平日のみの対応としております。

4月19日現在、相談件数は285件、自宅療養者の買い物支援は24件となっております。

今後も市民の皆様が安心して生活できるよう支援してまいります。

6. 雇用対策について

次に、アツギ東北株式会社の生産業務終了に端を発する雇用危機について御報告いたします。

まずは、2月22日に、むつ公共職業安定所、むつ労働基準監督署、青森県及びむつ市で構成される「アツギ東北離職者雇用対策本部」が開催されました。ここでは、各機関が緊密に連携し、すべての求職者の皆様が再就職できるよう雇用対策に取り組むことを申し合わせております。

また、東通村、横浜町、六ヶ所村の圏域自治体、むつ商工会議所等の経済団体を加えた「雇用対策連絡会議」を3月15日に開催し、情報共有と関係機関の連携を深め、求職者の皆様のニーズに沿った求人先を開拓する等、さらなる効果的な支援策に取り組むこととしております。

さらに、4月15日及び18日には、アツギ東北株式会社むつ事業所内に公共職業安定所の臨時庁外窓口であるアシストハローワークが開設されたことを受け、離職予定者の不安解消のため、市職員を派遣し健康保険や税に関する相談に答えております。

これらの対策に加え、新たな雇用先を確保するための企業誘致をさらに進めることとしております。

3月22日には、市役所本庁舎内に開設された株式会社エスプールグローバルむつBPOセンターによる37人の地元雇用の創出に続き、この後、4月25日には、株式会社ライトカフェと立地協定を締結することとしており、約10人の雇用が創出される予定となっております。

そのほかにも複数の企業と立地に向けて具体的な協議を進めており、さらなる雇用機会の創出に取り組んでまいります。

市といたしましては、アツギ東北株式会社の離職予定者を含む新型コロナウイルス感染症の影響により離職される方々が1日も早く安心して生活ができるよう、また、求職者の皆様が早期に再就職できるよう、関連する補正予算案を今臨時会に上程し御審議いただくこととしておりますほか、引き続き、経済界を含めた関係機関

と力を合わせ雇用対策に注力してまいり所存であります。

7. 子育て世帯への臨時特別給付金について

次に、子育て世帯への臨時特別給付金について御報告いたします。

昨年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、一定の所得制限の下、対象世帯の方に10万円の一括給付を行っております。

給付実績額は、対象と見込んでおりました4,780世帯のうち4,536世帯の給付を終えており、95%の給付実績となっております。これは総額で7億4,628万円となっており、全額国費での対応となります。内訳としては、昨年9月分の児童手当の対象となっている申請の不要な2,504世帯分については、4億4,040万円、公務員や高校生のみ世帯の方等、申請の必要な2,032世帯分については、3億588万円となっており、4月22日までの給付世帯総数及び総額は4,536世帯、7億4,628万円となっております。

なお、本年3月31日までに生まれたお子様につきましては、今月28日まで申請を受け付けておりますので、引き続き迅速な対応に努めてまいります。

8. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について御報告いたします。

当該給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した世帯に対する給付でありまして、7,959世帯が対象となっております。

給付実績につきましては、4月21日現在、7,574世帯、金額にして7億5,740万円の給付を完了しております。

9. 保育施設等の感染症対策の強化について

次に、保育施設等の感染症対策の強化について御報告いたします。

2月16日から3月6日までの期間を対策強化期間とし、「施設内活動においては密集・密接を避けるようにする」こと、水際対策としては「風邪症状がある場合は登園しない」「下北郡外への不要不急の往来や来訪は控える」等について統一的に徹底して取り組んでまいりました。

本取組は、感染状況を踏まえながら4月10日まで延長し、4月11日以降は、「感染拡大地域への往来や来訪について慎重に判断する」という点において一部変

更はありましたが、その他につきましては継続しております。

また、放課後児童健全育成事業、通称なかよし会の運営につきましては、3月7日以降、対象を1、2年から全学年とし、複数クラスがある学校では学年ごとの活動といたしました。4月からは、感染防止対策を講じながら通常どおり実施しております。

また、幼稚園、保育園等が臨時休園となった場合の代替保育につきましては、令和4年3月末現在、登録者数は126人、利用実績は延べ19人となっております。4月以降は、令和4年度分として新たに利用登録の申請を受け付けているところであります。

10. 市内の小中学校における学校活動等について

次に、市内の小中学校における学校活動等について御報告いたします。

2月に入り、市内小中学校において陽性者が確認され、臨時休業の措置を取る学校が増えてきたことから、保護者の皆様に対し、風邪症状があり、普段と体調が異なる場合や本人又は同居の家族等が検査対象になった場合の登校の自粛、及びむつ下北地域以外の地域との不要不急の往来の自粛を3月6日までの期間においてお願いいたしました。また、校内におけるクラスをまたいでの活動、通常の学習活動において接している教職員以外と接する可能性のある学校行事や校外活動、部活動、対外試合等についても原則禁止といたしました。

3月以降は、むつ市内において感染状況が改善傾向となったことから、感染対策に十分留意し、学校単位での活動、部活動、対外試合等については、段階的に緩和措置を取っております。

こうした中、新年度に入り、4月11日から4月28日までの期間は、基本的な感染予防対策を徹底して、学校活動や部活動及び対外試合は通常活動を可能とし、児童生徒及び家族等の、感染リスクの高い場所との往来や行動については慎重に判断する等、対策を緩和しております。

なお、スポーツ少年団及び各競技団体等に対しましては、以上の内容に準じた形で対応するよう要請いたしました。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について御報告させていただきます。

今後も、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々

の生活を守るため、これまで以上にきめ細かな対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。